

2 最近の農業協同組合関係事件（最近10年間）

| 件名 (措置等の年月日) | 内容 | 関係法条 |
|---|--|--|
| <p>大分大山町農業協同組合に対する件 (平成21年12月10日排除措置命令)</p> | <p>①双方出荷登録者に対し、他の事業者が運営する「元氣の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせること及び②その手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。</p> | <p>独占禁止法第19条（平成21年改正前の一般指定第13項〔拘束条件付取引〕） (注)</p> |
| <p>士幌町農業協同組合に対する件 (平成18年7月21日警告)</p> | <p>① 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、士幌町農業協同組合（以下「JA士幌町」という。）から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする事 ② 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする事としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑い。</p> | <p>独占禁止法第19条（平成21年改正前の一般指定第13項〔拘束条件付取引〕） (注)</p> |
| <p>京都農業協同組合に対する件 (平成18年7月14日警告)</p> | <p>米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降） ① 京都農業協同組合（以下「JA京都」という。）から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた ② JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた疑い。</p> | <p>独占禁止法第19条（平成21年改正前の一般指定第13項〔拘束条件付取引〕） (注)</p> |

| 件名 (措置等の年月日) | 内容 | 関係法条 |
|--------------------------------------|--|------------------------------|
| 八代地域農業協同組合に対する件 (平成17年3月1日警告) | 八代地域農業協同組合(以下「JAやつしろ」という。)が、自らが事業主体となって行ってきた地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業において、リース先の生産管理組合及びJAやつしろの組合員に対し ① 使用する肥料、農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること ② 農産物をJAやつしろへ出荷することを義務付けることにより、JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせた疑い。 | 独占禁止法第19条(一般指定第11項〔排他条件付取引〕) |
| 株式会社百十四銀行ほか5社に対する件 (平成16年6月23日勧告) | 香川県信用農業協同組合連合会、香川県農業協同組合等の香川県所在の金融機関6社が共同して、それまで徴収していなかった学費システムによる給食費、PTA会費等の学校諸費の口座振替に係る手数料を、幼稚園、小学校、中学校等から徴収することとし、学費システムに係る口座振替手数料を決定している。 | 独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止) |

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

(昭和二十二年法律第五十四号)

〔定義〕

第二条 (略)

②～⑤ (略)

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ (略)

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

○ 農業協同組合法(抄)

(昭和二十二年法律第三百三十二号)

〔事業の範囲〕

第七十三条の二十二 中央会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 組合の組織、事業及び経営の指導

二～六 (略)

②・③ (略)

第七十三条の二十三 全国中央会は、前条第一項各号の事業のほか、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡

に関する事業を行う。

② (略)

〔私的独占禁止法の適用除外〕

第七十三条の二十四 私的独占禁止法第八条第一号及び第四号の規定は、中央会が行う第七十三条の二十二第一項各号及び第七十三条の二十三第一項の事業については、適用しない。この場合には、第七十二条の八の二ただし書の規定を準用する。

〈準用条文〉

第七十二条の八の二 私的独占禁止法第八条第一号及び第四号の規定は、農事組合法人が行う前条第一項第一号の事業については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。